Ｋ５１４－４　同種死体肺移植術　119,000点
注１　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。
Ｋ５１４－５　移植用部分肺採取術（生体）　52,680点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ５１４－６　生体部分肺移植術　100,980点
注１　生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ５１５　肺剥皮術　29,640点
Ｋ５１６　気管支瘻閉鎖術　59,170点
Ｋ５１７　肺縫縮術　23,520点
Ｋ５１８　気管支形成手術
１　楔状切除術　64,030点
２　輪状切除術　66,010点
Ｋ５１９　先天性気管狭窄症手術　146,950点
（食道）
Ｋ５２０　食道縫合術（穿孔、損傷）
１　頸部手術　17,070点
２　開胸手術　28,210点
３　開腹手術　17,750点
Ｋ５２１　食道周囲膿瘍切開誘導術
１　開胸手術　26,030点
２　胸骨切開によるもの　16,900点
３　その他のもの（頸部手術を含む。）　6,600点
Ｋ５２２　食道狭窄拡張術
１　内視鏡によるもの　9,450点
２　食道ブジー法　2,950点
３　拡張用バルーンによるもの　12,480点
注　短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第１回目の実施日に１回に限り算定する。
Ｋ５２２－２　食道ステント留置術　6,300点
Ｋ５２２－３　食道空置バイパス作成術　54,020点
Ｋ５２３　食道異物摘出術
１　頸部手術によるもの　25,350点
２　開胸手術によるもの　28,210点
３　開腹手術によるもの　27,720点
Ｋ５２４　食道憩室切除術
１　頸部手術によるもの　22,480点
２　開胸によるもの　31,430点
Ｋ５２４－２　胸腔鏡下食道憩室切除術　34,130点

Ｋ５２５　食道切除再建術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点
Ｋ５２５－２　胸壁外皮膚管形成吻合術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点
４　バイパスのみ作成する場合　45,230点
Ｋ５２６　食道腫瘍摘出術
１　内視鏡によるもの　8,480点
２　開胸又は開腹手術によるもの　34,140点
３　腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの　50,250点
Ｋ５２６－２　内視鏡的食道粘膜切除術
１　早期悪性腫瘍粘膜切除術　8,840点
２　早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術　22,100点
Ｋ５２６－３　内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法　11,490点
Ｋ５２７　食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）
１　頸部食道の場合　47,530点
２　胸部食道の場合　56,950点
Ｋ５２８　先天性食道閉鎖症根治手術　64,820点
Ｋ５２８－２　先天性食道狭窄症根治手術　51,220点
Ｋ５２９　食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡下によるものを含む。）　122,540点
２　胸部、腹部の操作によるもの　101,490点
３　腹部の操作によるもの　69,840点
注　有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。
Ｋ５３０　食道アカラシア形成手術　32,710点
Ｋ５３０－２　腹腔鏡下食道アカラシア形成手術　44,500点
Ｋ５３１　食道切除後２次的再建術
１　皮弁形成によるもの　43,920点
２　消化管利用によるもの　54,960点
Ｋ５３２　食道・胃静脈瘤手術
１　血行遮断術を主とするもの　34,240点
２　食道離断術を主とするもの　37,620点
Ｋ５３２－２　食道静脈瘤手術（開腹）　34,240点
Ｋ５３２－３　腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）　38,340点
Ｋ５３３　食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）　8,990点
Ｋ５３３－２　内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術　8,990点
（横隔膜）
Ｋ５３４　横隔膜縫合術
１　経胸又は経腹　27,890点
２　経胸及び経腹　37,620点